

**令和5年度
指定障害福祉サービス事業者等
集団指導
【実地指導に係る留意事項等について】**

(訪問系サービス 編)

障害者総合支援法

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等
包括支援

**令和6年2月
明石市福祉局福祉政策室福祉施設安全課**

☆主な関係法令等一覧☆

【障害者総合支援法】

関係法令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〔平成17年法律第123号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 〔平成18年厚生労働省令第171号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 〔平成18年障発第1206001号〕
明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則〔平成30年規則第52号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準〔平成18年厚生労働省告示第523号〕
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について〔平成18年障発第1031001号〕
障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

目 次

1.	経過措置の終了について	3
2.	実地指導監査について	5
3.	サービスの提供の記録	7
4.	居宅介護計画の作成	8
5.	勤務体制の確保等	10
6.	身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修	12

【留意点】

※上記各項目において、今回の集団指導の対象サービス以外にも各規定の適用対象となるサービス種別がある場合には、そのすべてを記載するものとしています。

1. 経過措置の終了について

以下の(1)(2)については、令和6年3月31日で経過措置が終了しますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

(1) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化【全サービス】

以下の各①～③について、令和6年4月1日から義務化。

- ① 対策を検討する委員会の定期的開催・従業者への結果周知
- ② 指針の整備
- ③ 研修・訓練（シミュレーション）の定期的な実施

サービス種別	①委員会	②指針の整備	③研修・訓練
<p>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活援助</p>	<p>【感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い職種により構成することが望ましい。 ・おおむね<u>6月に1回以上</u>、定期的に開催。 	<p>【感染症の予防及びまん延の防止のための指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ※「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(厚労省HP)も踏まえて検討すること。 	<p>【感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な教育(<u>年1回以上</u>)を開催、新規採用時にも実施することが望ましい。 ・発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(<u>年1回以上</u>)に行うことが必要。
<p>療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助)</p> <p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p>	<p>【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い職種(例:施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、生活支援員/児童指導員、栄養士又は管理栄養士)により構成。 ・おおむね<u>3月に1回以上</u>、定期的に開催。 	<p>【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ※「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(厚労省HP)も踏まえて検討すること。 	<p>【感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な教育(<u>年2回以上</u>)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要。 ・発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(<u>年2回以上</u>)に行うことが必要。

(2) 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

以下の①～③について、令和6年4月1日から義務化。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）の策定及び従業員への周知
- ② 研修及び訓練の定期的（年1回以上）な実施（※指定障害者支援施設等、指定障害児入所施設は年2回以上）
- ③ 業務継続計画の定期的な見直し、必要に応じた変更

※ご注意※

- 業務継続に係る取組みの義務化については、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取組みとして行うべき内容が示されたものです。
- これらの取組みについては、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。
- 研修及び訓練の実施に当たっては、すべての従業員が参加できるようにすることが望ましいです。
- 業務継続計画に記載する項目の内容については、厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照（※下記 URL）いただくとともに、事業所の実態に応じて設定するようにしてください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html
- 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定しても構いません。
- 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施しても差し支えありません。

【参考】

障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修動画も厚生労働省ホームページにアップされていますので、参考にしてください（※下記 URL）。

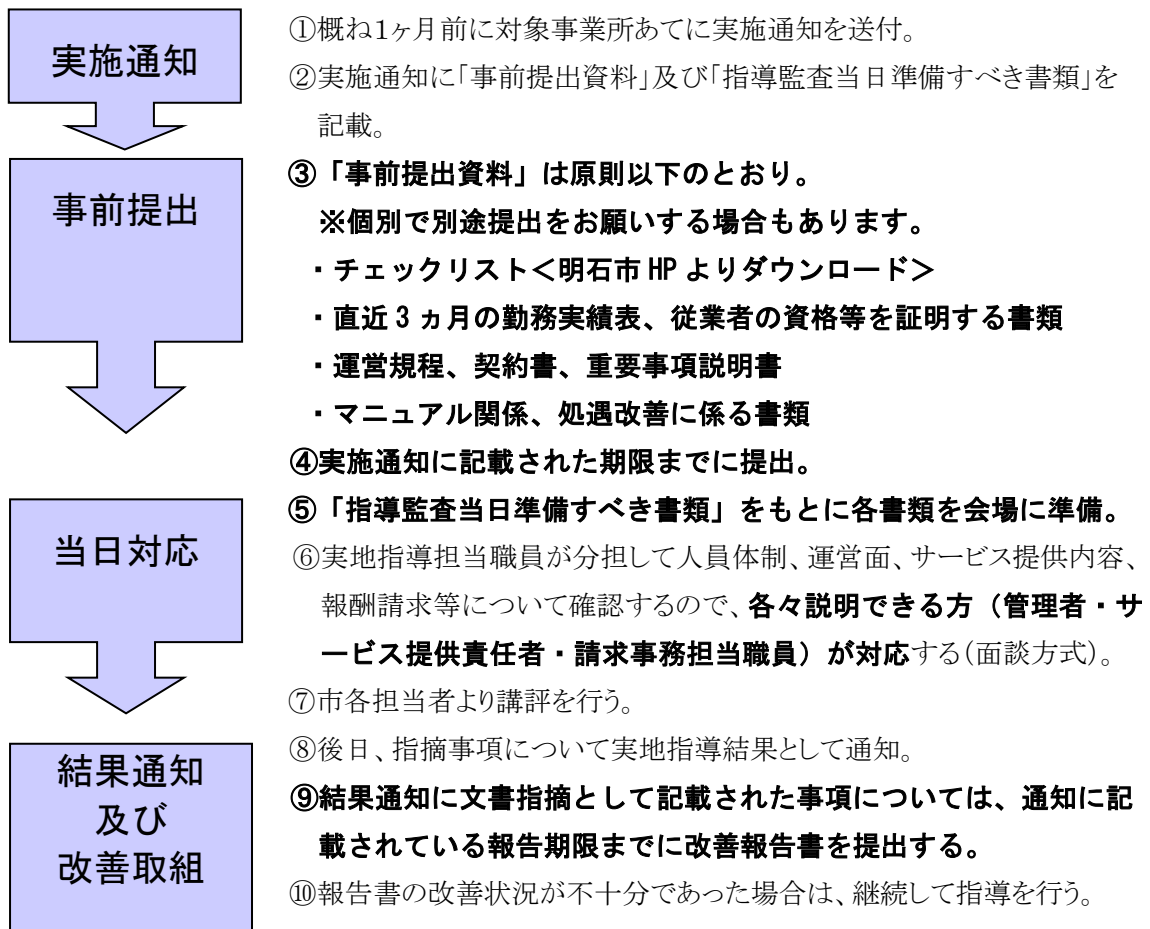
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

2. 実地指導監査について

(1) 明石市が行う指導・監査の実施形態

指 導	目的	事業者等が行う障害福祉サービス(以下「給付対象サービス」という。)の内容及び自立支援給付等に係る費用(以下「給付費」という。)の請求について、関係法令の内容を周知徹底し、必要な助言及び指導を行うことにより、給付対象サービスの質の確保、利用者の保護及び給付の適正化を図ることを目的として実施する。	
	方法	実地指導	指導の対象となる事業者等の事業所において実地に行うものとし、事業者等の従業者その他の関係者から関係書類等を用いた説明を求める面談方式で行う。
		集団指導	給付対象サービスの取扱い、給付費の請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。 (※兵庫県・県内中核市と合同で実施するものもあり)
監 査	目的	事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合(疑いを含む)、又は給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。	
	方法	帳簿書類を審査し、事業者等若しくはその関係者から説明を求め、又は当該事業者等の指定に係る事業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査する方法により行う。	

(2) 実地指導の流れ ※事業者に行って頂く項目は**太字**にしています。



3. サービスの提供の記録

【主な指摘事例】

事業者が作成しているサービスの提供の記録および提供実績記録票について、利用者等から適切に確認を得られていない。

● サービスの提供の記録について

事業者は、サービス利用者(保護者)に対し、サービスの提供の記録の記載内容を提示し、確認を受ける必要があります。

※ご注意※

サービスの提供の記録の作成及び管理に当たって、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術を導入している事業所において、サービスの提供の記録に利用者等からの確認を得たことが分からないケースが見受けられました。システム上利用者等からの確認を受けられる仕様になっていないものや、当該確認を受けた事実を保存できないものについては、利用者等からの確認を得たことを、事業所において別途残していただく必要があります(サービスの提供の記録は、サービス提供の完結の日から5年間保存することが義務付けられています)。

● サービス提供実績記録票について

事業者は、サービス利用者(保護者)に対し、原則としてサービスの提供の都度、サービス提供実績記録票の記載内容を提示し、当該サービス提供実績記録票の確認欄に確認を受ける必要があります。

【明石市独自の取扱いについて】

「サービスの提供の確認の取扱いについて」2021年(令和3年)10月27日付け明障福第1149号

サービスの提供の確認については、原則サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票の両方に対して自署又は押印にて確認を受けることとする。ただし、サービスの提供の記録又はサービス提供実績記録票のどちらか一方にサービス提供の都度確認を受けている場合、もう一方については後日一括して自署又は押印による確認を受けても差し支えないものとする。

(サービスの提供の記録及びサービス提供実績記録票については、報酬算定の重要な証拠書類であることから、「上記内容について確認した」等の文言に自署又は押印を行う等の方法により一括して同意を得ることは認められない。後日改めて内容を説明の上、各日毎に自署又は押印にて確認を受けること。)

4. 居宅介護計画の作成

※重度訪問介護計画、同行援護計画、行動援護計画及び重度障害者等包括支援計画の内容を含む(以下、「居宅介護計画等」と総称する)。

【主な指摘事例】

(1) サービス提供を開始しているにも関わらず、居宅介護計画等を作成していない。

- 事業者は、サービス提供責任者に居宅介護計画等を作成させ、当該計画に基づきサービスを提供しなければなりません。原則として、居宅介護計画等を作成しないままサービスの提供を開始することは認められません。
- 指定時よりすべての利用者について居宅介護計画等を作成しないまま、サービスの提供を行っていた事業所が見受けられました。
- サービス提供責任者は、居宅介護計画等の作成に当たっては、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画の内容を踏まえたうえで作成することとし、かつ、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、サービス提供に係る目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅介護計画等を作成してください。

(2) アセスメントを実施していない。アセスメントを行ったことが分かる記録を作成していない。

- 居宅介護計画等の作成に当たっては、サービス提供責任者は、利用者の状況を把握・分析しサービスの提供によって解決すべき課題を明らかにする(アセスメント)必要があります。そして、このアセスメントに基づいて、居宅介護計画等において援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにすることが必要です。
- 特に、初回アセスメントについては、利用契約締結に当たって速やかに実施及び記録の作成を行い、これに基づき居宅介護計画等を作成してください。

(3) 居宅介護計画等の作成後、利用者等に対する説明や同意の取得、及び当該計画の交付までに長期間(1~数ヶ月)経過している。

- 居宅介護計画等を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、理解しやすい方法でその内容を説明するとともに、当該計画を遅滞なく交付しなければなりません。事業所にあつては、当該計画において作成日・説明日・同意日・交付日等について明記するか、または別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにしておいてください。
- 居宅介護計画等の内容について、その作成後、利用者及びその家族に対する説明や同意の取得、及び当該計画の交付までに長期間(1ヶ月以上)経過しているものが見受けられました。
- 居宅介護計画等の作成後は、速やかにこれらの業務を行うこととし、やむを得ない事情により遅れる場合はその理由を記録し、当該計画と併せて保管するようにしてください。

(4) サービス提供内容等に変更があったにも関わらず、居宅介護計画等の見直しを行っていない。

- サービス提供責任者は、居宅介護計画等の作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行う必要があります。
- 指定基準においては、具体的な見直し期間を規定してはませんが、事業所において随時適切に実施状況の把握及び計画の変更を行うようにしてください。また、サービス等利用計画における利用者のニーズや課題と乖離したまま、長期間計画の変更を行わない、などということがないようにしてください。

(5) 居宅介護計画等の作成に関する業務を、サービス提供責任者以外の者が行っている。

- 居宅介護計画等の作成に関する一連のプロセス(アセスメント、計画原案の作成、利用者等への説明・同意取得及び交付、計画の実施状況の把握及び変更)については、すべてサービス提供責任者が行う必要があります。
- サービス提供責任者以外の従業者が居宅介護計画等を作成している事業所が見受けられましたので、必ずサービス提供責任者が計画作成の一連のプロセスを行うようにしてください。

5. 勤務体制の確保等

【主な指摘事例】

(1) 従業者へ職種を明示していない。

- 具体的な職種を従業者に明示していないケースが多数見受けられました。雇用契約書や労働条件通知書または辞令書等にて、その人が従事する職種や兼務状況が客観的に判断できる資料を作成するようにしてください。
- 人員基準上必要な「管理者」、「サービス提供責任者」、「訪問介護員(ヘルパー)」等、具体的な職種について忘れずに明示してください。

(2) 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成していない。

従業者の勤怠管理が適切に行われておらず、勤務実績が不明確である。

- 事業所ごとに月ごとの勤務表を作成していないか、または作成していても、各々の従業者の従事した時間(実績)が不明確なケースが多数見受けられました。
- 事業所において必ず月ごとの勤務表を作成し、各々の従業者の日々の勤務時間(実績)が分かるようにしてください。また、訪問介護員(ヘルパー)だけでなく、管理者・サービス提供責任者についても忘れずに作成するようにしてください。
- 登録ヘルパー以外の従業者については、訪問によるサービス提供時間以外に、事業所において勤務した時間も含めますので注意してください。

※ご注意※

事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で 2.5 以上 である必要があり、これは職員の支援体制等を考慮した最小限の員数です。利用者の人数にかかわらず、この数値以上の従業者を確保する必要があります。

勤務表において適切に勤怠管理しなければ、この数値を満たしているか検証することができません。

また、この数値(=常勤換算方法で 2.5 以上)に含まれる職種は、以下のとおりです。管理者のみに従事している者は、この数値には算入できません。

① (同一事業所の)サービス提供責任者

→ 管理者と兼務している場合でも、勤務している全ての時間を算入できます。

② (同一事業所の)訪問介護員(ヘルパー)

→ 管理者・サービス提供責任者・訪問介護員(ヘルパー)の3職種を兼務している場合でも、勤務している全ての時間を算入できます。

(3) 研修への参加の機会を計画的に確保していない。または実施した記録を残していない。

- 従業者に対する研修の実施計画を、従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容を見直すことにより、常勤・非常勤に関わらず従業者の計画的な育成に努めるようにしてください。
- 研修を実施しているにも関わらず記録がないケースが多く見受けられました。外部の研修機関等が実施する研修へ参加した場合、あるいは事業所内部において研修を実施した場合のいずれであっても、出席したすべての従業者から受講報告書を徴し、研修の効果を検証したうえで、実施に係る記録と併せて保管するようにしてください。

6. 身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修

【主な指摘事例】

- ・ すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施していない。
- ・ 研修を実施しているものの、身体的拘束等に関する内容のみ(又は虐待の防止に関する内容のみ)となっている。
- ・ 実施した研修の記録(使用した資料、出席者の受講報告書、実施記録等)を保管していない。

- 事業者は、すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管する必要があります。常勤・非常勤にかかわらず、すべての従業者に対して研修を実施してください。
- 身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を実施した際には、すべての従業者から受講報告書を徴し、研修の効果を検証したうえで実施に係る記録と併せて保管するようにしてください。
- 研修内容には、身体的拘束等と虐待の防止の両方に関する内容を含めるようにしてください。
- 本指摘事例は、本市条例施行規則の規定に基づくものですが、指定基準の「身体拘束等の禁止」「虐待の防止」の条項における研修の定期的な実施に関する規定も確認したうえで、遵守状況に遺漏のないように注意してください。

※重要※【身体拘束廃止未実施減算に係る取り扱いについて】

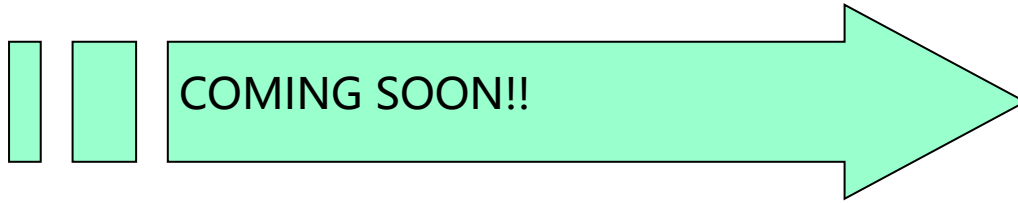
指定基準に定める「身体拘束等の禁止」における各項目が遵守されていない場合、身体拘束廃止未実施減算の適用となります(令和5年4月から)。

とりわけ、身体拘束等の適正化を図るための必要な措置として掲げられている各項目のうち、「身体拘束適正化検討委員会」及び「身体拘束等の適正化のための研修」の2点については、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和3年3月31日)」において、以下のとおり示されています。本指摘事例及びこの内容を踏まえて、各事業所において十分ご留意のうえ遵守状況に遺漏のないよう実施いただき、その記録を残すようにしてください。

(身体拘束廃止未実施減算①)

問 18 身体拘束廃止未実施減算の適用要件である、身体拘束適正化検討委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、年度で考えるのか。または、直近1年で考えるのか。

(答) 直近1年で考える。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の内容については、厚生労働省からの周知があり次第、追ってお知らせいたします。

【MEMO】